

夏季の暑熱環境に備えた熱中症予防対策の点検について（要請）

日頃は、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、県内における休業4日以上の中症は令和7年1年間に19件発生し、過去10年間では最多となりました。また、休業の有無にかかわらず熱中症により医療機関を受診したものは190件と、集計を始めた過去7年間で最多となっています。

熱中症は、死亡等の重篤な災害の原因となりやすく、令和7年6月に改正された労働安全衛生法令と相まって、本年3月に策定された「職場における熱中防止のためのガイドライン」に基づき、事業者がその業種・業態、熱中症のリスクに応じて、労働衛生管理体制の確立、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育等に取り組むことが望まれます。

つきましては、事業所の衛生委員会等や建設現場の安全衛生協議会等の協議の場において、別紙の熱中症予防対策の点検を行い、夏季の暑熱環境下における作業に備えていただきますようお願いいたします。

あわせて、熱中症予防に係る健康管理については、下記の事項に留意していただきますようお願いいたします。

記

- 1 労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の項目には、熱中症の発症に影響を与えるおそれがある疾病と密接に関連した血糖検査、尿検査、血圧の検査、既往歴の調査が含まれていることから、同法第66条の4及び第66条の5の規定に基づき、異常所見があると診断された場合には、医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して必要があると認めるときは、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。
- 2 熱中症の発症に影響を与えるおそれがある疾病の治療中等の作業従事者については、産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。

令和8年4月24日

事業主 各位

福井労働局長 佐藤 賢一郎

※点検票はこちらから

